

各位

一般財団法人日本要員認証協会  
マネジメントシステム審査員評価登録センター  
(J R C A)

新型コロナウイルス感染拡大に係る審査員等資格の手続き期限及び再受験期限の一部緩和について

今般の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、認証審査や内部監査、研修機関の研修が中止または延期となり、審査員等資格の維持(サスペンズ)・更新(再認証)や筆記試験の再受験に影響が出るケースが発生しています。

つきましては、新型コロナウイルス感染拡大に起因する事由が認められる場合に限り、審査員等の維持(サスペンズ)・更新(再認証)の手続き期限及び筆記試験の再受験期限に関し、当面の間、現行のルールを一部緩和いたします。

記

1. 資格維持(サスペンズ)・更新(再認証)の手続き期限

【QMS/ISMS/FSMS/OHSMS/MS 内部監査員/MS 管理技術者/HACCP リーダー】

	現 行 ル ー ル	2020年4月1日以降、当面の間	
	やむを得ない事情による 資格の回復手続き期限	やむを得ない事情による 資格の回復手続き期限 <b>(新型コロナウイルス感染拡大に起因 する事由が認められる場合に限り) ※1</b>	やむを得ない事情による 資格の回復手続き期限 (新型コロナウイルス感染拡大以外の 事由)
維持	維持手続き期限日から9か月以内	維持手続き期限日から9か月以内 → 現行ルールから変更なし	維持手続き期限日から9か月以内 → 現行ルールから変更なし
更新	有効期限日から6か月以内	有効期限日から <b>9か月</b> 以内	有効期限日から6か月以内 → 現行ルールから変更なし

【EMS】

	現 行 ル ー ル	2020年4月1日以降、当面の間	
	申請猶予期限	申請猶予期限の延長 <b>(新型コロナウイルス感染拡大に起因 する事由が認められる場合に限り) ※1</b>	申請猶予期限の延長 (新型コロナウイルス感染拡大以外の 事由)
サスペンズ (審査員補)	失効日から3か月以内	(審査員補) 失効日から <b>9か月</b> 以内	(審査員補) 失効日から3か月以内
再認証 (主任/審査員)	失効日から6か月以内	(主任/審査員) 失効日から <b>9か月</b> 以内	(主任/審査員) 失効日から6か月以内 → 現行ルールから変更なし

**※1 新型コロナウイルス感染拡大に起因して申請が遅れた場合には、その事由を確認できる内容(書式は自由)を申請書類に必ず添付して下さい。**

※2 CPD(継続的能力開発)については、研修受講以外に自己学習等の手段もありますので、自己学習等による申請もご検討下さい。

## 2. 筆記試験再受験期限

ルール上、1回目の受験日から1年以内に限り筆記試験の再受験を認めておりますが、2019年2月1日以降に1回目の受験をし、その後新型コロナウイルスの影響で再受験ができていない方が、状況が落ち着き次第、再受験を希望される場合は、受験先の研修機関にその理由を事前相談頂ければ、当面の間、1年経過後も再受験可能とさせていただきます。

以上